

順天堂大受験料等返還請求訴訟 請求の構成(概要版)

I 主位的請求	
請求の趣旨と理由の骨子	対象消費者
<p>入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の損害賠償の支払義務確認</p> <p><u>募集要項において、女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行う可否判定基準を設けていることを明らかにせずに入學試験を実施することは、社会的相当性を逸脱する違法な行為といえ、被告は不法行為責任を負う。</u></p>	<p>1.平成30年度一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって平成30年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:女性725名、浪人生828名)</p> <p><small>※女性で浪人生という人もいますが、内訳は不明です。そのため、対象消費者の総数は女性の人数と浪人生の人数の単純合計とはなりません。以下、3.5.7も同様です。</small></p> <p>2.平成30年度一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって平成30年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:807名)</p> <p>3.平成29年度一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって平成29年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:女性748名、浪人生845名)</p> <p>4.平成29年度一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって平成29年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数:845名)</p>

II 予備的請求

請求の趣旨と理由の骨子

1. 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務確認

女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けることは「公正かつ妥当な方法」とはいえず、被告の裁量を逸脱する違法なものといえ、被告は不法行為責任を負う。

2. 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の債務不履行による損害賠償の支払義務確認

大学設置基準に違反していることは入学試験受験契約の債務不履行に当たる。

対象消費者

5. 平成30年度一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって、一次試験を受験した者のうち、平成30年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数: 女性725名、浪人生828名)

※一次試験の受験者数は不明なので出願者数によります。

6. 平成30年度一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって、二次試験を受験した者のうち平成30年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数: 88名)

※二次試験の受験者数は不明なので一次試験の合格者数によります。

7. 平成29年度一般A方式に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生であって、一次試験を受験した者のうち、平成29年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数: 748名、浪人生845名)※一次試験の受験者数は不明なので出願者数によります。

8. 平成29年度一般B方式、センター独自併用又はセンター利用のいずれかに出願し、入学検定料を支払った女性であって、二次試験を受験した者のうち平成29年4月末日までに二次試験で合格判定を受けなかった者(見込人数: 110名)

※二次試験の受験者数は不明なので一次試験の合格者数によります。

主位的請求と予備的請求における対象消費者の範囲の違い(1)

一般A方式(対象は女性及び浪人生)

※主位的請求

募集要項において、女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行うという合否判定基準を明らかにしていなかったという不法行為

一次試験
出願者

※予備的請求

- ①女性であることや浪人年数等を理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けたことは不法行為
- ②大学設置基準に違反していることは入学試験受験契約の債務不履行

一次試験を受験した者

受験した年度の
4月末までの
合格者

主位的請求と予備的請求における対象消費者の範囲の違い(2) 一般B方式、センター独自併用、センター利用(対象は女性)

※主位的請求

募集要項において、女性であることを理由に不利益な取扱いを行うという合否判定基準を明らかにしていなかったこと

一次試験
出願者

※予備的請求

- ①女性であることを理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けたことは不法行為
- ②大学設置基準に違反していることは入学試験受験契約の債務不履行

二次試験を受験した者

受験した年度の
4月末までの
合格者